

令和 3 年度第 3 回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和 3 年 10 月 12 日

保健福祉部保険年金課

## 令和3年度第3回昭島市国民健康保険運営協議会

令和3年10月12日（火）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について
- (2) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

### 3. その他

---

#### 出席委員（9名）

委員	下田初穂君	委員	石原正昭君
委員	久保昇君	委員	山川博生君
委員	大澤康男君	委員	山本莊太郎君
委員	島津智子君	委員	熱田喜信君
委員	鈴木克仁君		

---

#### 欠席委員（1名）

委員	岸野康夫君
----	-------

---

#### 説明者

保健福祉部長青柳 裕二、保険年金課長 久保田 富大、  
保険年金課保険係主事 圓山 由梨

---

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、また雨の中、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻より少し早いですけれども、委員の皆さんお集まりですので、令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたしたいと思います。

それでは、はじめに事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局 お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

○会長 それでは、本日は岸野委員が欠席となっておりますが、定数には達しておりますので、本協議会は成立をしております。

---

◎会議録署名委員の指名

---

◎資料報告

○会長 それでは、会議に入っていきたいと思います。

はじめに、前回の会議でA委員より、コロナ禍の影響ということで、どれぐらいの種別でどれほど影響があったのかという資料が欲しいということで要望がありましたので、その資料について事務局から報告を求めます。

○事務局 それでは、私からご報告させていただきます。

A 3 の横資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、昭島市の国保の医療費の推移についてでございます。上段の左側の棒グラフをご覧ください。

こちらは一般の被保険者の療養の給付の推移でございます。こちら、ご存じのとおり、令和2年度はコロナ禍の影響がございまして、かなり医療費が減少しているものでございます。

全体的に、令和元年と2年を比べますと約4億3,000万円、6.4%の減となってございます。

入院につきましては、こちらも2億1,800万円、8.6%の減、入院外でございますが1億3,000万円、5.7%の減、歯科につきましては3,000万円、6.1%の減、調剤につきましては

5,100万円、4.0%の減少となってございます。

こちら、平成30年と令和元年を比べますと、平成30年から令和元年は上昇率が0.4%から2%ほどの上昇でございましたが、やはり、先ほども申し上げたとおり、コロナの影響でかなり減少したものでございます。

続きまして、右の棒グラフでございます。こちらは一般の高額療養費の推移のグラフでございます。

こちらにつきましても、令和元年と2年を比べますと、2,700万円、2.7%の減少でございます。

続きまして、下の折れ線グラフをご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度第2回と今年度第1回の協議会のときにお示しいたしましたグラフと同じものでございますが、お示ししております月ですけれども、こちらは診療の報告を受けた月となってございますので、診療月は1月前ということになってございます。ですので、こちらの令和2年度でかなり落ちている6月の折れ線グラフは、一応底辺のところにあるものですが、こちらは5月診療分、やはり初の緊急事態宣言があったときに、相当落ち込んだものでございます。そのため、全体で4億3,000万円の減となったものでございます。

続きまして、右側をご覧いただきたいと存じます。

本市の国保の保健事業につきまして、主な事業を載せさせていただきました。

特定健康診査、特定保健指導でございますが、こちらはご存じのとおり、40歳以上の方を対象としました健康診断を実施いたしまして、メタボリックシンドロームの予防ということで、当初始めた事業でございます。こちらにつきましては、実績といしましては隣の表のとおりでございますけれども、やはりこちらも、令和2年度につきましては、コロナウイルス感染症の影響を大きく受けまして、受診率、特定健診で言えば46.1%まで下がりました。こちらにつきましては、ちょうど5月に前期を開始する予定でしたが、コロナのあおりを受けまして前期を中止いたしまして、後期を1月ほど早めに始めて実施したものでございます。

続きまして、ジェネリック医薬品の推進でございます。

こちらは、年3回、ジェネリック医薬品に切り替えると費用が安くなる方を対象に通知を送らせていただいております。そちらの方々を追いかけていきまして、切り替えの効果額を出させていただいたのが、右の表でございます。

こちらの啓発につきましては、ジェネリック医薬品を希望しますというシールを作成して

おりまして、こちらを加入者の全員に配布。今回、保険証の一斉更新がありましたので、そちらで同封させていただいております。また、市の施設にも窓口にシールを設置してございます。

続きまして、人間ドック、脳ドックの利用補助でございます。

こちらは、平成18年度に脳ドックの利用補助として始めていたのですけれども、令和2年度から人間ドックまで対象を広げまして、補助額を1万5,000円から2万円としたものでございます。

こちらにつきましては、やはり人間ドックまで対象を広げましたので、令和2年度は申請件数が多くなったものでございます。

最後に、治療勧奨事業ですけれども、こちらは、特定健診を受診された方の中から、糖尿病の受診勧奨値を超える方で、生活習慣病を未治療の方に対しまして、通知とともに電話等で治療の勧奨をするものでございます。こちらにつきましては、治療率というものはこちらで働きかけて、治療に行かれた方となってございます。

雑駁ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長 説明は終わりました。ありがとうございます。

これについて、ご意見、ご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○会長 A委員、このような資料提案ということで、よろしいでしょうか。

○A委員 ありがとうございます。

追加で大変すみません。作っていただきまして、大変感謝します。

それで、人員の推移というのは、例えば医療費総額はこれぐらいかかったというのは分かれます。コロナ禍によって、被用者保険から国保に移られた方がいるのか、要は、会社勤めではなく、こういう経済環境ですから、国保に移られた方がどれぐらいいるか、結局、計画値と実績の人員の推移というのはどういう形になっているのですか。

○事務局 人員の推移、被保険者の流れということでございますけれども、第1回目のときに、年間のということでお示ししたと思うのですが、そちらでは会社を辞めて国保に入られる方と国保から出られる方を推計しましたところ、報道では国保に入る方が多いのではないかということを申し上げたのですが、昭島市につきましては、例年どおり3,000人台を推移しております、特に影響がなかったのではと思っております。

ただ、若干ですが社保に移る方が減っていたという状況でございます。そちらと医療費の

関係については、申し訳ありませんが、資料がありません。

○A委員 もう一点、左下の折れ線グラフですけれども、令和3年度、水色の太い線、これ、令和3年度は今年ですよね。これは予算という意味ですか。

○事務局 こちらは予算ではなく、まず前期は出ておりますので、それにつきまして、過去の実績等を調べまして、こちらで予想した、あくまでも見込みでございます。

○A委員 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○会長 では、この表についてはこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 コロナの影響がやはり医療費等にもあったということで、この内訳等について、詳しく分かったのではと思います。

---

(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について

○会長 それでは、日程に入っていきたいと思います。

議題の(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、前回の運営協議会におきまして、B委員からご指摘いただきました、その他の繰入金につきましてご説明させていただきます。

A4横の資料、右上に参考資料と記載がございます、国民健康保険特別会計繰入金推移をご覧いただきたいと存じます。

一般会計繰入金には、ルール上繰り入れる法定内繰入れ分と法定外の繰入れ、予算書、決算書上はその他一般会計繰入金となっている部分がございます。

今回、ご指摘いただきました法定外繰入れについての内訳でございますが、赤字補填分とその他繰入れ分で分けておりまして、ご指摘の純粋な赤字補填分と政策的に繰り入れている分を色塗りで表示させていただきました。黄色で表示してございます部分が政策的な繰入れでございます。

まず、①赤字補填分でございますが、こちらは本市の国保財政健全化計画による赤字繰入れ分の数字でございまして、令和2年度までは計画どおりの繰入れで賄っている状況でござ

います。計画上、保険税の見直しの年には5,500万円、翌年に200万円を削減していき、令和20年度に解消する計画となってございます。

その赤字補填分でございますが、保険税負担緩和分、いわゆる純粋な赤字補填分と、今回諮詢させていただいております、昭島市独自軽減の子どもの均等割軽減分がございます。子どもの独自軽減でございますが、お子さんの人数が減っていること、また、多子世帯が少ないことなどにより、軽減額は減少傾向にございます。

来年度から実施されます、公費による減額措置により、本市による独自軽減を継続した場合、今まで市で負担していました未就学児に対する50%分が公費負担となりますので、令和4年度、5年度は113万円ほど減少する見込みでございます。

次に、その他繰入れでございますが、こちらは国保の事業で特定健康診査、特定保健指導の経費や、人間ドック等の利用補助の経費分と、主に保健事業に繰り入れるものでございます。

市として、この保健事業に繰り入れるお金を負担しまして、被保険者の生活習慣病の予防、疾病の早期発見を図り、被保険者の健康維持増進に努めるものでございます。

また、こちらの取組、保健事業を拡充することによりまして、将来的に医療費の削減が図られ、保険給付費の減少に寄与することとなるとともに、純粋な赤字補填分の削減に資することが見込まれると期待されます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○会長 説明が終わりました。

この参考事例につきましては、前回B委員から、どこの赤字の繰入金に入っているのかという資料ということで、これに基づく説明であります。

いかがでしょうか。これに対して何かご意見はありますでしょうか。

どうぞ。

○B委員 このようにしていただくと非常に分かりやすいので、ありがとうございました。

ここの令和2年の決算のところの、その他のところがかなり数字が……、これは何だったのですか。

○事務局 こちらの分は、特定健診の経費がかなり落ちてしましましたので、充てる経費もシステムの経費に充てられていた部分でございます。本来、特定健診で充てているほうに入つてございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

これは、18歳未満の市の独自軽減につきましては、先行して市が平成24年から導入してきた事業となっています。ここで、国が子育て支援策として来年4月からこのような施策を導入するということになれば、当然、さらなる子育て支援などが拡充されるということになろうかと思います。

それに対して、市の負担は純粋に減るということではなくて、25万円ほど増えるという予想をされるということが今示されましたけれども、ここで、市の施策について継続するということに対して、皆さんはどうのようにお考えですか。このまま継続していくべきか、あるいは国がやるからもういいのではないかとか、もう少し拡充するのか、そういう意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○C委員 市が率先してやっていただければ皆さんうれしいと思うので、今後もそれでお願いしたいと思います。

○会長 ほかの委員の皆さんいかがですか。今、継続してやっていくべきだというご意見が出来ましたけれども。

皆さん、そのような意見の方向でよろしいですか。

よろしいですね。皆さんうなづかれている方が多いので、それでは、18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続については、当協議会としては継続していくという方向で答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、事務局と答申案を作成して、お示しさせていただければと思いますので、それはまた次回以降ということでおろしくお願ひいたします。

---

## (2) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

○会長 それでは、次に移らせていただきます。

議題の2、昭島市国民健康保険税の税率の改定についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 それでは私から、まず本市の保険税率の推移についてご説明させていただきます。

A4横の資料1をご覧いただきたいと存じます。

平成24年度からの税率の状況でございますが、昭島市は平成25年度までは、医療分におきまして、固定資産税に対して割合を乗じた資産割と、一世帯に対し定額を課していました平等割がございましたが、平成26年度の税率改定時に廃止し、現在の所得割と均等割の2方式

になってございます。

また、課税の限度額でございますが、法定限度額は国において定めた限度額であり、これ以上の金額を賦課することはできません。この限度額以下であれば、自治体において条例で定め、決めることができますが、本市におきましては、平成24年度から法定限度額に合わせた金額となってございます。

次に、税率の改定状況でございますが、近年は平成24年度と26年度、28年度と2年おきに保険税の見直しの検討を行い、改定をしております。これは、平成24年度の税率改定の際に、前年度の運営協議会の答申において、2年ごとの定期的な見直しを図られたいとの附帯意見がついたことから、現在においても実施しているものでございます。

平成30年度及び令和2年度の税率改定につきましては、運営協議会でご審議いただいた結果を受けて、改定は実施しておりません。結果として、平成28年度から税率の改定は行っておらず、国の法定限度額の変更に伴う引き上げのみを行っている状況でございます。

続きまして、右上に資料2-1と書いてございます、令和3年度東京都内国民健康保険税(料)率等の状況につきましてご説明させていただきます。

令和3年4月1日現在の昭島市と多摩26市の平均、特別区の平均保険税率をお示ししたものです。

その下にございます、保険税(料)率の考え方といたしまして、本市と特別区の場合を表しております。昭島市の場合は、本来必要な税収入額に対し、賦課不足分と未収金部分に対しまして、一般会計から赤字補填分として繰り入れているものでございます。また、特別区の場合ですが、こちらは本来必要な税収入額と調定額が同額となるように保険料率を設定しておりますので、保険料の未収金部分を一般会計より繰り入れております。

資料下段にも記載させていただいておりますが、特に大都市部におかれましては、住民の移動も多く、保険料の収納に課題を抱えており、その影響で、東京都では全国の収納率はほぼ例年最下位を推移している状況でございます。

おめくりいただきまして、資料2-2でございますが、東京都内の区市町村の令和2年度の現年課税分の収納率の表となっております。東京都全体では90.26%、特別区では88.76%、26市平均で94.55%となってございます。

昭島市では93.66%で、前年の令和元年度は93.85%でしたので、ほぼ前年並みの収納率でしたけれども、コロナの影響等があったのではないかと考えられております。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと存じます。

こちらの棒グラフでございますが、上段が年度ごとの医療給付費と1人当たりの金額を表したものでございます。

本市においては、昨年度はコロナウイルス感染拡大の影響により、給付費で4億7,000万円ほど減少し、それに伴い、1人当たりの金額も減少いたしました。近年の傾向としては、医療給付については減少、1人当たりの給付については若干増加の傾向にあることが分かります。これは、対象者が減少しているものの、高度医療、あるいは基礎疾患医療などが増加していることが原因と考えられております。

中段のグラフ、歳入、繰入金の内訳でございますが、運営基金繰入れ分を含んだグラフでございます。繰入金の総額は、令和2年度は15億3,600万円、今年度は14億4,700万円を見込んでおります。

その下の運営基金の残高でございますが、前回の運営協議会でもお示しいたしましたが、令和2年度末で6億5,800万円、今年度末では6億6,300万円を見込んでございます。

次に、資料4をご覧いただきたいと存じます。

令和2年度の決算状況及び令和3年度の決算見込みをお示ししてございます。

まず、令和2年度の決算では、上段に記載がございますが、前回、令和3年度補正予算（第1号）でご説明いたしました、歳入歳出の差し引きの金額、繰越金でございますけれども、こちらが3億700万円で、そのうち、国や都の返還金として約1億2,700万円を返還する予定となってございます。

次に、上部の棒グラフで、令和2年度の決算をベースで納付金の流れについてご説明させていただきます。

市は、保険税及び繰入金の中の赤字補填分などで、国民健康保険事業費納付金を収めます。東京都は、各市町村から集めた納付金のうち、後期支援分、介護分について、各制度に拠出し、医療分につきましては、国からの公費と合わせまして、各区市町村に保険給付費の財源として交付しているものでございます。

また、下の表でございますが、今年度の決算見込みを表しており、歳入において、保険給付費の増によりまして、都支出金は増額となりますが、保険税収入の減少が見込まれるため、決算規模は同等を見込んでおります。また、事業費納付金につきましては、東京都の全体の保険給付費の減少等によりまして、減額となっております。

続きまして、資料5、令和3年度国民健康保険事業費納付金についてでございます。

こちらは、令和元年度からの納付金の推移でございまして、令和3年度の確定値について

は、予算に計上している納付金額でございます。

来年度の納付金の算定でございますが、例年11月中旬頃に仮係数が示され、その後、国と東京都が再算定し、ここ2年ほどは年明けの1月中旬頃確定係数が示されるところでございます。そのため、現段階では来年度の金額は示されてはおりません。

資料の中段、納付金額の推移でございますが、元年度の確定係数と2年度の確定係数を比較いたしますと、約2,300万円の減、また、令和2年度と3年度では約7,600万円の減となってございます。

また、一番下のグラフは、医療分、後期支援金分、介護納付金分の割合でございます。医療分につきましては、国保加入者が減っていることなどから減少傾向でございますが、後期高齢者医療制度や介護保険制度に拠出する分のそれぞれの納付金は、上昇傾向にございます。ただ、制度の改正に伴いまして、後期高齢者医療で、今後被保険者が医療機関で支払う一部負担金が、一定の所得の方が1割から2割となることから、後期支援金につきましては上昇が鈍化されることが見込まれております。

現在、東京都において、令和4年度の仮係数を算定しているところでございますが、医療費の算定の際、コロナウイルス感染症の影響による医療費の減少幅の大きい月につきましては補正されておりまして、2年度との差額であります7,600万円については、単にコロナウイルスの影響で減額になったものではございません。

このことから、全体の医療費は、被保険者数の減少などによる減額が見込まれるため、納付金につきましては増額になることはないと見込んでおります。

以上、個々の資料についてご説明させていただきましたが、こちらを踏まえまして、全体的な説明をさせていただきます。

まず資料3で、中段のグラフでございますが、令和元年度においては基金を取り崩し、1億8,200万円を繰り入れてございます。しかし、下のグラフで、その年度末では6億8,400万円の残高が維持されている。また、令和2年度につきましても、2億8,600万円取り崩しても、年度末では6億5,800万円の基金残高があります。今年度の見込みにつきましても、予算上の1億7,500万円の取り崩しを予定しておりますが、6億6,300万円の基金残高となる見込みでございます。

以上のように、基金残高につきましては、3年間で一定の金額が保たれている状況でございます。これは、各年度において基金を取り崩してはいるものの、決算の剰余金の積立が相当分あることで保たれています。

以上のことから、現在、本市の国民健康保険の財政状況は、一定の収納率があり、その他一般会計の赤字繰入れ分を5億円台に留めていることで、納付金の支払いが可能な状況となっているといえます。しかしながら、子どもの均等割軽減継続の議題の冒頭の参考資料におきまして、①赤字補填分の数字は本市の国民健康保険財政健全化計画の繰入金の数値であり、今後、2年ごとに5,700万円ずつ削減していくこととご説明いたしました。この計画を守らないとペナルティが課せられるという形は、現在も変わってございません。事務局といたしましては、これは当然守っていかなければならないものと考えてございます。

今後は、この減少部分をほかで補填していかなければなりません。これにつきましては、国は国民健康保険税収入で賄うものであるとして、税率を見直して対応する、そういう考え方でございます。しかしながら、基金残高が6億6,000万円ある状況におきまして、この基金を活用しながら、収納率の向上や施策の強化により、給付費の削減等を図ること等も視野に入れまして、今後2年間の国民健康保険の財政運営の安定化について、保険税の在り方をご検討いただけたらと考えております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、今の資料、あるいは今の総体的な内容について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

2年に1回ごとの税率の見直しということで、前回の見直しのときには、6億8,400万円の基金もあるということと、給付費等についても施策でなるべく減をしていきたいという中で、税率を上げないで、そのまままた2年間継続しようということでの答申をさせていただいた流れであります。ただし、途中でその基金等の問題によって、少なくなったとか、財政が不安になったというときには、値上げ等も考慮をするという答申だったと覚えておりますが、今回見ますと、また、現在6億6,300万円、これぐらいの基金が見込まれるという状況になっているのが現状だと。2年間で2,000万円ほどの減で済んだという状況が今回のこの資料等で示されています。

皆さんのはうで、この運営が安定するようこの基金を活用しながら、先ほど、最後の説明のところでもありましたが、この基金を活用しながら、また給付費減をするような施策をさらに強化していくということで、今後2年間、この税率についてはいかがかということですので、皆さんのはうで意見はございますか。

このままでいい、あるいは少し不安だとか、そういったことがあれば。

○D委員 細かいことは分からぬのですけれども、資料3だけ見ていると、繰入金、それから運営基金ということに関しても、決して繰入金 자체もそんなに増えているわけでもないし、運営基金もそんなに減っているわけでもないので、それとやはり、まだコロナ禍の影響というものがあるので、そのままでいいのではないかと、税率に関しては。少なくとも上げなければいけないという理由は、あまりないのではないかと思います。下げられれば一番いいのですけれども、そうはいかないでしようから、そのままでというように思いますけれども。

○C委員 市の予想で、もし値上げしなかった場合、2年間見送った場合は、相当赤字が出るとか、そういう考えはあるのですか。

○事務局 改定しなかった場合ということでございますか。

今回、前回の改定をしない場合でも、実際、基金の残高はこのぐらいあるということが、まず客観的に見ると一つあるとは思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、赤字繰入れ分は計画的に、令和4年度につきましては今年度より5,500万円、翌年にはそこから200万円、2年間で5,700万円削減されるということになっております。こちらは、もし5,700万円、仮にそのままとなりますと、まだ基金のほうは十分あるのではという考え方もございます。

あと、納付金ですけれども、増額はないのではとは見込んでおりますけれども、こちらはまた11月に出ますけれども、そこまで億単位の差はないのではと考えてございますので、市といたしましては、2年間で基金が枯渇することはまずないと見込んでございます。

○会長 ほかにいかがですか。

○A委員 コロナ禍の環境で、引き上げるタイミングではないとは思っています。

質問なのですけれども、この医療分の限度額63万円というものがありますけれども、平均の保険料額ですとか、中央値の保険料額ですとか、その辺はどういう形になっているのかとか。

○事務局 この限度額に対して、63万円に……。

○A委員 年間63万円が限度と言っているんですよね。被保険者の方がどれぐらいの、実際に平均の保険料額が年間幾らなのか、中央値が幾らなのか、その分布がどうなっているのかと思いまして。

○事務局 どのぐらいの人数が、例えば限度額が何人かとか。

○A委員 それもそうですし、中央値が幾らで、何名ぐらいですか。

○事務局 そこまでの数字は、中央値などは確認できておりません。申し訳ありません。

○A委員 すみません、以上です。

○D委員 令和3年度の国民健康保険特別会計予算補正予算のことですけれども、保険給付費が84億3,430万8,000円で、令和2年度に比べて10億円ほど上がるという話ですけれども、被保険者の数は減っていって、高齢者が増えているというところですが、こんなに上がるのでしょうか、予算としては。

○事務局 資料4ですか。

○D委員 全体では資料2です。

コロナの影響で受診控えがあったことで、令和2年度は低いと思うのですけれども、令和元年度を見ると78億円ほどですけれども、それが84億円ほどというところ。これは……

○事務局 前回資料の補正予算の数字ということですか。申し訳ございません。

○D委員 こんなに上がってしまうのでしょうか。

○事務局 こちらは、当時予算の計上の状態です。実際にはそこまでは見込んではございません。78億円ほどが見込まれると思ってございます。こちらの保険給付のほうが少し過大に予算のほうを計上しているものと思います。

○D委員 そうすると、もっと歳出は減る可能性があるということでしょうか。

○事務局 給付のほうは、決算ベースでいくと減っていく。歳入の4番の都支出金も比例して減っていくと。決算規模、財政規模が縮小されるものと見込んでございます。

○会長 多分、予算で計上しているのは余分にということで、もしかしたら赤字で払えなくなってしまうのでということですね。

○D委員 そうすると、歳出としては、この予算よりも減る可能性のほうが高い、増えるよりも減るほうが高いということでしょうか。

○事務局 はい。保険給付費のほうは、先ほども言いましたけれども、予算額よりは減少する見込みでございます。

先ほどの資料4でございますが、こちらのシミュレーションの中で、上のグラフの左の下の枠の中ですけれども、市町村の納付金を払いまして、その中の4億円につきましては、国からの交付と合わせて、東京都から給付分として市の財源として交付される見込みとなっております。ですので、先ほどの前回資料2、補正予算の表で、おっしゃるとおり、2の保険給付費の84億円、こちらが減った場合、歳入の4、都支出金の84億円、こちらも比例して減るものでございます。

○会長 よろしいですか。

C委員。

○C委員 まだ分からぬかも知れぬのですけれども、ほかの市も税率を改正するという予定になっていますか。

○事務局 他市の状況はまだ現在は分からぬのですけれども、ある市では、健全化計画というもので、5年間で赤字を削減するという市もございますし、また、毎年、市の運営協議会で協議しているという市もございます。ただ、ある市では、令和2年度、定期的に税率改正をするということで、条例改正もしたのですけれども、2年度が始まる直前に、それを中止しまして、限度額の上限もそのままの状況という市もございます。

○E委員 定量的に示すというのは難しいと思うので、傾向として教えていただきたいと思います。私自身がそうなのですけれども、いわゆる団塊の世代という人たちが、来年から後期高齢者に移行していきます。このことは、国民健康保険財政だけを見れば良い方向に行くだろうと想像しています。しかし、一方では、納付金の交付支援分、こちらのほうに逆に跳ね返ってくるかもしれないと思うのですが、全般的には、この団塊の世代が後期高齢者になることによって、こういった健康保険財政は楽になるという言い方はおかしいですけれども、苦しさは少し減るのではないかと思っているのですけれども、これについて数字でお示しいただかなくても結構なので、傾向としてどうお考えになっているかだけでも教えていただきたいと思います。

○事務局 今、市内の現在74歳の方、73歳の方で被保険者の数ですけれども、大体74歳では1,500名、また73歳は1,300名ですので、それぐらいの方々が今後は後期高齢者になりますので、被保険者数はあと3年ほどで相当減ってくると思われます。

それに対しまして、当然高齢の方が増えますので、医療費が多少なりとも削減される。その後、前期高齢者の方に比べましても、後期高齢者に移行しますので、その分の給付も多少鈍化する傾向があるのではと見込まれております。

しかし、やはり保険税収入の減少が出てくる。

納付金をどのように支払うかということで、保険税率等も考えるところでございますけれども、こちらにつきましては、実際になってみないと分からぬというのが正直なところでございますが、納付金の算定の際には、こういう被保険者の部分はかなり補正されまして、鈍化するようなことも現在検討されておりますので、そこがどうなった、どのように増えてくるのかということはまだ分かりませんが、E委員のおっしゃるとおり、楽観はできませんけれども、良い傾向に来ているのではと感じております。

○B委員 いじわるな質問ですけれども、基金が一定確保されているのですけれども、財政当

局は、その点は問題なく、言葉は悪いけれども、見逃してくれているわけですか。必要なときは一般会計から持ってきて、余ったら一般会計に返しなさいと財政は言うのではないかと思ったのだけれども、その点は大丈夫なのですか。

○事務局 こちら基金につきましては、市の考え方として、国保についてはどんどん積んでいくという考え方でございます。

例えば、決算繰越金でございますけれども、数年前までは、当然ですが、例えば法定内のルール分、当市は当然繰り出して、一般会計に返すことというようなことで行っていたのですが、令和2年度から、やはり国保の財政を考えまして、基金を確保したいということで話し合いまして、そちらの法定内、本来であれば返さなければいけない部分であろうかと思うのですけれども、そちらの分に対しましても、今、基金を積んでいる、繰越金を積んでいるような状況でございます。

ですので、そのような形で繰り入れをして、基金を確保しているという状況でございます。

○B委員 あとは、この財政健全化計画、ペナルティがあるという話をさっきされていたと思うのですが、私の記憶では、ペナルティは特に聞いていないのだけれども、ペナルティはもともとあるという前提での計画だったのですか。

○事務局 当然、計画をしたときにペナルティありきというものではないのですけれども、その場合、東京都からインセンティブの関係で、保険者努力支援分ということで交付金がつくようになりました。その点数の中で計画を、まずは立てていますか、立てていませんかという程度の、多少点数が出るようなことでした。何年かやっておりますと、計画どおりできているか、あと、計画は実施していますけれども、そのパーセンテージ、減少率、それが何パーセント以上確保しておりますかと、だんだん厳しくなってくる。

昭島市の場合、当然、現状確保といいますか、予定どおり点数が出るのですけれども、やはり令和20年度までの長い計画でございますので、削減率が少し悪いというところで、若干減点がされているのが現状でございます。

○B委員 厳しいですよね。今、改正しなくとも間に合うと言うけれども、基金そのものはこういう赤字をなくすための基金だとは思っていないので、何かあったときに、医療費など、そういうところに補填するのが本来の基金の在り方だけれども、その基金をそれに充てていくというのはどうなのかという。改定したいと言うつもりはないのですけれども、そういう心配を若干はするんですよね。

○会長 前に、私もこの国保の委員の研修があって、東京都へ参加したことがあるのですけれ

ども、厚労省からの説明の中では、もう赤字で運営をしていくということ自体が問題だと。そこに一般会計からお金を入れていくということは、保険者に二重の負担をかけているのだというところで、解消策を作りなさいと。それを守っていたところについては、交付税の算定として入れていって、そこで補填をしますということをかなり厳しく言っていました。

前回も基金が6億8,000万円あるから、税率の見直しはないという答申をしたのですけれども、今、B委員が言わされたとおり、本来基金というものは何があるか分からないときに使うべきで、今回はコロナという、特殊な理由でしたけれども、例えばこれでインフルエンザなどが急激に出てきたときに、それに対応する予算がないというようなときには、そこから入れるという意味合いのものであるのが確かです。ただ一方で、やはり基金で一定の額を保っていて、一般会計からまた繰り入れするというのはどういうことなのかという意見も、またあるかと思いますので、その辺のバランスをとる中での税率の見直しということを考えていかないといけないと思っています。

ですので、今回、税率の見直しというところでは、皆さんからご意見をいただいて、今言わされたように、コロナの中での値上げはどうなのかとか、今、これだけ基金もあるのでどうなのかというところが大方の意見かと、今聞いていてそう思いました。

初めて参加されたと思うのですけれども、F委員、何かございますか。

○F委員 お話を聞いていて、今上げる必要はないとは思いました。

それと、保険税の収納率、これが悪化するとか、今見えていないコロナの影響が出てくるとか、そういうことは、今のところ検討をしてはいないのですか。

○事務局 先のことはまだ分かりませんけれども、例えばコロナの関係の場合ですと、保険税の収納率は93%というような数字になっております。そちらにつきましては、国保税も減免して、調定額も一緒に下がっている状態なので、収納率としては大体そのあたりをキープしていると思います。ただ、若干昨年より収納率が下がったのは、徴収の猶予等がございまして、そういう制度で苦しい方につきましては来年度へ見送るような形を取っておりますので、そういう面で多少下がったと思っております。

ですので、国からもそういうお金が出ておりまして、その辺のところで対応しておりますので、急に80%になってしまうような、そういうことはないのではとは思っております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 ちょっと僕の勘違いかもしれないのですけれども、何回か前のこの会のときに、国保はどこも財政的に厳しいのではと思っていたら、地方では全然そうではなくて、東京都や

神奈川県、そこだけが厳しいのだという話を聞いたような気がしたので。地方も厳しいのかと思っていたのですけれども。

○会長 事務局で分かりますか。例えば研修などで出たのは、やはり東京都や神奈川県などの大都市圏というのは、国保の出入りが非常に多いと。それと医療費も1人当たりのいわゆる高度医療を使っている方がかなり多いと。そういったことから、どうしても収納率が悪いと。それから、地方は税を払わなければいけないという、そういう考えは非常に強いので、やはり収入が確保されている部分がかなり強いというのが見えていますね。

それとやはり、医療費のかかり方が……。

○C委員 やはり、東京都や神奈川県には大病院が多くて、検査も必要ないものまで行ってしまっているということでしょうか。

○会長 そうですね。どうしても東京都に住んでいる方はすぐ救急車で病院に行って、高度な医療を使っているというようなところは、やはり多いですね。

○C委員 では、少なくとも地方に関しては、国保の財政というのは、特に心配しなくてもいいような……。

○会長 そういう表が出されましたよね。なので、国の、そのときは厚労省の課長でしたけれども、その人が説明する中では、東京都だけ特別扱いするわけにはいかないと。東京都は大変厳しいですけれども。だから、各県と同じように、やはり健全な運営をしなさいという言い方を結構していました。

○事務局 ただ、地方になりますと、今度は高齢者が多いということがありますので、やはり医療費もそれなりにかかってしまうのではという現状を聞いております。

○会長 よろしいですか。

確かに税率は地方のほうが高いというところが結構あると聞いています。

ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○会長 では、大体ご意見が出尽くしたかと。どうですか。

○G委員 今、各委員のお話を伺わせていただいて、早急に引き上げる必要はどう見ても考えられないというのが私の個人的な感想です。すごくナイーブなお話なので、こうしたほうがいいと皆さん言いにくいと思うんです。そんな中、絞り出していくものなのかと。

財源があるというのが、我々にとっては後ろ盾があるようなものですから、切り崩してそれを補填するというのは簡単なことだと思うのですが、当然、先ほどのB委員のお話のとお

り、それを簡単に使っていいのだろうかというのを本来は考えなければいけないのではと、すごく今、感じまして。何でも使えばいいというものではないと思うのですけれども、今回の場合は、今の日本の環境なども踏まえて、早急に上げる理由は見当たらないという感覚がいたします。

○会長 H委員、どうですか。

○H委員 私も市民として、母親としてという形での参加で、お話を聞いていて細かいことはよく分からぬのですけれども、取りあえずこの基金があって、大きな動きがなければ、取り立てて上げたりする必要はないのではないかと、そのほうが市民としては助かります。

○会長 それでは、大体これで意見も出そろったかと思います。

それでは、皆さんの意見を聞いていますと、今回は税率の見直しをせず、このままで基金等を活用しながら安定を保っていくのがいいのではないかという方向での答申になるのかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、先ほどの18歳未満についてもですけれども、事務局と私で答申案の作成を調整させていただいて、次回にその答申案について皆さんにお示しをするという形で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 では、そういうことで、次回には今回諮問のあった2件について答申案を示させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎その他

○会長 事務局から、その他で何かござりますか。

○事務局 次回は来週木曜日、21日の1時半にこちらの場所でまた運営協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、次回、21日木曜日ということですので、またそのときによろしくお願ひいたします。

---

#### ◎閉　　会

○会長 それでは、本日はここまでとしたいと思います。ご苦労さまでした。